

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

この基準は、水道法第25条の11第1項及び福岡市水道給水条例第26条第3項の規定に基づき、福岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る指定の取消し及び指定停止の処分について、その基準を定め、処分の公平性及び透明性を確保することを目的とする。

1. 処分基準

処分は、下表に定める違反行為の区分に応じて行うものとする。また、指定停止の期間は、下表に定める期間を上限とする。

2. 処分の加重(加算)措置

水道事業管理者は、指定給水装置工事事業者の違反行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、処分を加重(加算)することができる。

この場合における処分内容は、「指定の取消し」又は「指定停止6月以下」とする。

- (1) 故意による違反であるときや、違反行為が著しく悪質であると認められるとき
- (2) 違反により給水の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 過去に違反行為を行っているとき
- (4) 同一の事案において、2以上の違反行為が認められるとき
- (5) 上記のほか、違反行為によって水道事業に対する信頼を大きく損なうなど重大な影響を及ぼすおそれがあるとき

3. 処分の軽減措置

水道事業管理者は、指定給水装置工事事業者の違反行為について、情状酌量すべき特段の事由があると認められるときは、処分の軽減をすることができる。

4. 施行日

この基準は、令和8年7月1日から施行する。

●処分基準(※注:違反の内容が、上記2に該当すると認められるときの処分内容は、「指定の取消し」又は「指定停止6月以下」とする。)

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ 第1項第3号ホ	施行規則第21条 施行規則第20条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 3. 精神の機能障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。 4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤警告に従わないとき。 ⑥その他の違反行為をしたとき。 (主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき、又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	取消し 取消し 取消し 取消し 取消し 取消し 停止6月以下※注 停止6月以下※注 停止3月以下※注 停止6月以下※注 停止3月以下※注 停止6月以下※注
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項及び第2項	施行規則第21条 第1項及び第2項 第3項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	取消し 取消し
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条 施行規則第35条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。 2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	取消し 取消し
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号 第2号 第3号 第5号イ 第5号ロ 第6号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させないとき、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 4. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (水道法施行令第6条:給水装置の構造及び材質の基準) 5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	停止1月以下※注 停止1月以下※注 停止6月以下※注 停止6月以下※注 停止3月以下※注 停止3月以下※注
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号 第6号 第7号	第25条の9 第25条の10		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。 2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えたとき、又は与えるおそれがあるとき。	停止3月以下※注 停止3月以下※注 停止6月以下※注
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	取消し